

## 現任研修の受講時期について

現任研修は、ア又はイの研修を修了した日の属する年度の翌年度から起算して5年度ごとの年度末日までに、1回以上現任研修を受講する必要があります。

ア 平成21年度以降に実施された埼玉県障害者相談支援従事者初任者研修（5日間研修）

イ 平成21年度に実施された下記①又は②のいずれかの研修

- ① 埼玉県障害者相談支援従事者追加研修Ⅰ（1日）
- ② 埼玉県障害者相談支援従事者追加研修Ⅱ（平成21年度・・・1時間30分）

【例1】 この5年間に1回以上現任研修を受講すること      この5年間に1回以上現任研修を受講すること

平成26年度	平成27年度	～	令和元年度	令和2年度	～	令和6年度
埼玉県障害者相談支援従事者初任者研修受講	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目

初任者研修修了後から令和元年度末までは現任研修を修了していなくても相談支援専門員として配置可能

令和元年度末までに現任研修を修了していれば、令和2年度から令和6年度末までは相談支援専門員として配置可能

【例2】 この5年間に1回以上現任研修を受講すること

平成18年度	平成21年度	平成22年度	～	平成26年度
埼玉県障害者ケアマネジメント基礎研修受講	埼玉県障害者相談支援従事者養成研修追加研修Ⅱ受講	初年度	～	5年度目

追加研修Ⅱ修了後から26年度末までは現任研修を修了していなくても相談支援専門員として配置可能

この5年間に1回以上現任研修を受講すること

令和2年度	～	令和6年度
11年度目	～	15年度目

令和元年度末までに現任研修を修了していれば、令和2年度から令和6年度末までは相談支援専門員として配置可能